

(様式①)

事業計画書目次

[健康福祉局]

7款 2項 2目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和7年度		令和6年度		増△減(7-6)		新規・拡充
		事業費	市債+一財	総額	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	障害者更生相談所運営事業	63,059	62,898	59,301	59,161	3,758	3,737	
2	こころの健康相談センター事業	208,521	208,206	151,973	151,783	56,548	56,423	
3	自殺対策事業	74,825	28,144	69,021	26,310	5,804	1,834	○
4	精神科救急医療対策事業	357,001	284,340	349,170	278,104	7,831	6,236	○
	計	703,406	583,588	629,465	515,358	73,941	68,230	

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	障害者更生相談所	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	2	目	政策番号	13	施策番号	99
事業名称	障害者更生相談所運営事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	63,059	0	0	161	0	62,898
令和6年度	59,301	0	0	140	0	59,161
増▲減	3,758	0	0	21	0	3,737

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	60,717	58,048	60,486	60,486	60,486
	市債+一般財源	60,670	57,982	60,340	60,340	60,340
決算	事業費	44,744	48,645			
	市債+一般財源	44,701	48,571			

事業概要 (アクティビティ)	身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、身体障害者及び知的障害者に対し、医学的・心理学的・職能的及び社会的な面から総合的な診断・判定を行うとともに、必要な専門的相談や指導を行っています。また、身体障害者手帳及び愛の手帳（療育手帳）の審査・判定・交付等を実施します。								
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
身体障害者手帳交付件数	単位	目標	12200	12300	12400	12500	12600	12700	12800
	件	実績	11511	11584					
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
手帳の申請から交付までの平均日数	単位	目標	60	60	58	55	55	55	55
	日	実績	60	60					
事業目的	<p>身体障害者及び知的障害者に対し、医学的・心理学的・職能的及び社会的な面から総合的な診断・判定を行うとともに、必要な専門的相談や指導を行っています。また、身体障害者手帳及び愛の手帳（療育手帳）の審査・判定・交付等を実施しています。令和2年度から手帳のカード化にかかる関係各所との調整、システム改修に着手し、令和3年度6月からカード様式での手帳交付を開始しています。</p> <p>更生相談所は障害者更生支援に関する技術の中核機関であり、最前線の支援の実施機関である区役所に対して専門的相談指導を行う役割を担っています。また各種（補装具費支給、自立支援医療費支給、区における的確な相談支援のための総合判定など）判定業務、及び身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）の交付業務について、横浜市全体を管轄しています。よって本市の障害福祉の根幹を担うものとして不可欠です。各種判定、手帳交付の判定・審査について、18区で受け付けた申請を更生相談所で一手に対応しており、判定・審査や相談を集約することにより、障害者更生相談所の専門性を活かしながら、効率的かつ効果的に業務を進めることができています。</p>								
背景・課題	<p>障害者更生相談所は、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく都道府県に必置の行政機関です。政令指定都市においては、地方自治法施行令を根拠として設置されており、自治体ごとにさまざまな設置形態となっています。横浜市障害者更生相談所は、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所のそれぞれの機能を併設、統合し、横浜市総合リハビリテーションセンターと連携して運営されています。</p>								
根拠法令・方針決裁等	身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条、横浜市障害者更生相談所条例 ほか								
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳交付件数 （実績推移）4年度11,511件、5年度11,584件、6年度12,400件（見込）、7年度12,500件（見込） 療育手帳交付件数 （実績推移）4年度7,610件、5年度7,982件、6年度8,600件（見込）、7年度8,700件（見込） 更生相談所における判定件数 （実績推移）4年度5,180件、5年度5,323件、6年度5,500件（見込）、7年度5,650件（見込） 								
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 昭和62年：「横浜市障害者更生相談所」を設置し事業開始 令和3年度：カード様式手帳交付開始に関する広報、事前申請開始（1月～） 令和3年度：カード様式手帳交付開始（6月～） 令和4年度：療育手帳マイナンバー事務化（6月～） 令和8年度以降：標準準拠システム稼働開始（身体障害者手帳・療育手帳） 								
事業開始年度	昭和62年								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	身体障害者更生相談所	57,749	54,211	3,538
2	知的障害者更生相談所	2,251	2,063	188	印刷製本費の増
3	障害児総合相談部門	0	71	▲71	細事業統合による減
4	管理事務費(総合保健医療センター分)	3,059	2,956	103	実績に基づく委託料の増

	細事業合計	63,059	59,301	3,758	
--	-------	--------	--------	-------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	栗林 環	知花 美幸	小野 有子

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	精神保健福祉課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2					
歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	2	目	政策番号	7	施策番号	6
事業名称	こころの健康相談センター事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	208,521	47	0	268	0	208,206
令和6年度	151,973	0	0	190	0	151,783
増▲減	56,548	47	0	78	0	56,423

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	129,364	136,595	194,715	194,715	194,715
	市債+一般財源	129,233	136,461	194,400	194,400	194,400
決算	事業費	128,752	134,420			
	市債+一般財源	126,881	133,974			

事業概要 (アクティビティ)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に基づく精神保健福祉センターとして、本市における精神保健福祉の技術的中核機関としての事業を実施します。						
-------------------	---	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
支援者向け人材育成 研修開催回数	単位	目標	10	10	10	10	10	10	10
	回	実績	15	10					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
支援者向け人材育成 研修受講者数	単位	目標	896	724	850	830	825	825	825
	人	実績	1111	1349					

事業目的	<p>本市の精神障害者福祉保健手帳所持者数は3年間(令和3年度から令和5年度)で6,444人増加しており、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人が増えています。新型コロナウイルス感染症を契機としたコミュニケーション方法や経済状況等社会情勢の変化により、こころの健康の維持増進は必要な課題となっています。こころの不調に本人や周囲の人が早めに気づき対処することでこころの健康の維持、早期回復につながることが求められています。</p> <p>こころの健康相談センターは、本市における精神保健福祉に関する技術的中核機関として、区福祉保健センターをはじめとする地域支援機関への技術援助及び研修等を通じて地域人材の育成を図り、こころの不調に気づき、見守りや支援を行う担い手を育成します。また、変化の大きい社会情勢により新たな課題に対応していくために、精神保健福祉分野の調査・研究を進めます。</p> <p>市民に対してホームページやSNSを通じた精神保健福祉に関する情報の発信を行うことで、精神保健福祉に関する正しい知識を提供し、精神障害者及び精神疾患がある方への理解を深めるとともに、支援を必要とする方へ、相談窓口など適切な情報提供を行います。一定の精神障害の状態にあることを認定し、精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、日常・社会生活に要する福祉サービスを利用しやすくします。</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に基づき、横浜市精神医療審査会を設置し、精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保します。</p>
------	---

背景・課題	<p>令和6年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、精神医療審査会の安定的な運営や精神保健福祉保健センターとして、区福祉保健センターや地域支援関係機関に対し相談支援体制整備に対する後方支援や相談支援を担う人材育成研修の実施が求められています。また、精神保健福祉手帳や自立支援医療のオンライン申請への対応等市民サービスの向上への取り組みを行う必要があります。</p>
-------	---

根拠法令・方針決裁等	<p>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・精神保健福祉センター運営要領 ・心の健康づくり推進事業の実施について(厚生省保健医療局長通知) ・精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領について(厚生省保健医療局長通知) ・横浜市こころの健康相談センター条例 ・横浜市こころの健康相談センター規則 ・横浜市こころの健康相談センターこころの健康づくり推進事業実施要領 ・横浜市措置入院者退院後支援ガイドライン</p>
------------	--

根拠・データ等	<p>・精神障害者等基礎把握数 <実績推移> 3年度103,800人、4年度107,453人、5年度113,377人、6年度116,000人(見込)、7年度118,000人(見込) ・精神障害者保健福祉手帳交付者数 <実績推移> 3年度24,695人、4年度25,121人、5年度28,258人、6年度30,000人(見込)、7年度32,000人(見込) ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 <実績推移> 3年度43,767人、4年度46,975人、5年度50,211人、6年度53,300人(見込)、7年度56,500人(見込) ・自立支援医療(精神通院医療)受給者数 <実績推移> 3年度69,160人、4年度72,829人、5年度76,364人、6年度79,787人(見込)、7年度83,834人(見込)</p>
---------	---

事業スケジュール	<p>平成14年度：4月こころの健康相談センター開設、7月夜間休日こころの電話相談開設 平成24年度：地域自殺対策情報センターとなる 平成28年度：地域自殺対策推進センターに変更 平成29年度：措置入院者等退院後支援事業開始 令和元年度：依存症相談拠点となる</p>
事業開始年度	平成14年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	こころの健康づくり推進	21,212	19,786	1,426	報酬改定による増

細事業(事業内訳)	2	人材育成・技術援助等	245	382	▲137	研修回数の見直しによる減
	3	判定会・精神障害者保健福祉手帳	42,871	20,492	22,379	システム改修費を計上したことによる増
	4	精神医療審査会	43,482	40,588	2,894	意見聴取回数増への対応経費の増
	5	センター運営関連・その他	100,711	70,725	29,986	統合事務費見直しに伴う予算移行及び日額職新規雇用による増
	細事業合計		208,521	151,973	56,548	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	中村 秀夫	香月 正樹	川口 真実

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	こころの健康相談センター	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3					
歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	2	目	政策番号	14	施策番号	4
事業名称	自殺対策事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	74,825	5,655	40,979	47	0	28,144
令和6年度	69,021	5,346	37,321	44	0	26,310
増▲減	5,804	309	3,658	3	0	1,834

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	72,680	85,875	74,825	74,825	74,825
	市債＋一般財源	28,365	34,959	28,144	28,144	28,144
決算	事業費	69,011	82,205			
	市債＋一般財源	25,298	33,528			

事業概要 (アクティビティ)	自殺対策基本法に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、地域の実情に合わせながら普及啓発や相談支援を担う人材の育成を行い、総合的かつ効果的な自殺対策を推進する。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
ゲートキーパー数	単位	目標	3750	3750	3750	3750	3750	3750
	人	実績	4511	4667				
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
自殺死亡率	単位	目標	12.2	11.7	11.3	10.8	10.8	10.8
	自殺者数/10万人	実績	15.2	14.8				
事業目的	国の自殺対策基本法（平成18年10月28日施行、平成28年4月1日改正）及び自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定、令和4年10月14日見直し閣議決定）に基づき、横浜市では、平成31年には自殺対策計画を策定。令和5年度に策定した第2期横浜市自殺対策計画に基づき、引き続き効果的な自殺対策を実施していく。							
背景・課題	平成10年に自殺者数が急増し、その後、自殺対策基本法が制定、翌年には自殺総合対策大綱も策定され、社会全体で自殺対策に取り組んできた。本市においても自殺対策の強化を進め、平成31年には自殺対策計画を策定した。様々な取組により、市内の自殺者数は減少傾向にあったが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、自殺者数が増加に転じた。その背景には経済・生活問題、健康問題、労働問題などが複雑に重なっており、社会全体の課題として捉え、今後も継続的な事業実施が必要である。自殺死者数、自殺死亡率を減少させるために、過労や多重債務、リストラ、子育て、介護疲れ、いじめなど、自殺の背景にある様々な社会的要因に対する総合的な対策が求められている。							
根拠法令・方針決裁等	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、横浜市自殺対策計画							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策基本法（平成18年10月28日施行、平成28年4月1日改正） 自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定、令和4年10月14日見直し閣議決定） 厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」 横浜市自殺対策計画 							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度 自殺対策事業開始（普及啓発、人材育成、講演会、自死遺族支援事業） 平成22年度 市民意識調査実施・自殺未遂者支援事業開始 平成24年度 地域自殺対策推進センター事業開始 平成28年度 市民意識調査実施 平成31年度 横浜市自殺対策計画策定 令和元年度 インターネットを活用した相談支援事業開始 令和4年度 市民意識調査実施 令和5年度 第2期横浜市自殺対策計画策定 令和6年度 ゲートキーパーポータルサイト構築 							
事業開始年度	平成19年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
		1	人材育成	5,374	5,172
2	講演会	1,510	1,053	457	企業向けセミナー実施による増
3	普及啓発キャンペーン等	9,427	5,601	3,826	啓発媒体改定等による増
4	自死遺族支援	1,242	1,148	94	物価高騰や報酬単価改定による増

細事業(事業内訳)	5	自殺未遂者支援	8,398	8,811	▲413	事業内容見直しによる減
	6	推進センター事業	■■■	■■■	■■■	人件費基準変更等による増
	7	相談支援	■■■	■■■	■■■	人件費高騰等による増
	細事業合計		74,825	69,021	5,804	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	中村 秀夫	牧野 香織	福石 直美

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	精神保健福祉課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	4					
歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	2	目	政策番号	17	施策番号	5
事業名称	精神科救急医療対策事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	357,001	61,999	10,186	476	0	284,340
令和6年度	349,170	60,918	9,704	444	0	278,104
増▲減	7,831	1,081	482	32	0	6,236

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	355,896	346,596
	市債＋一般財源	294,692	275,251
決算	事業費	314,765	311,939
	市債＋一般財源	246,417	238,543

令和8年度	令和9年度	令和10年度
360,383	360,383	360,392
287,723	287,723	287,732

事業概要 (アクティビティ)
精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などで早急に適切な精神科医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察の実施や医療機関の紹介を行うとともに、必要な医療施設の確保等を行っていくことで、精神科救急患者の医療の確保及び適切な保護を行っていきます。

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
精神保健福祉法に基づく申請及び通報件数	単位	目標	800	750	750	750	700	700	700
	件	実績	759	811					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
通報受理から措置診察開始までの時間	単位	目標	6時間	6時間	6時間	5時間30分	5時間30分	5時間30分	5時間30分
	時間	実績	6時間5分	5時間32分					

事業目的
精神科救急体制を整備・確保し、精神科医療を早急に必要とする市民を適切な医療につないでいく必要があります。
①精神保健福祉法第29条に基づく措置診察の実施については、法第22条～26条の3に基づく申請及び通報に対し速やかに対応し、診察の実施判断をしていかなければなりません。(令和5年度申請及び通報数：811件)
②精神科救急医療体制の確保については、精神保健福祉法第19条の11に定められており、都道府県(政令市)は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害者又はその家族等からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保すること、その他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めることとされています。
なお、精神科救急医療体制は、神奈川県、横浜市、川崎市、及び相模原市の4県市協調体制で実施しています。

背景・課題
精神科救急医療体制は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下、精神保健福祉法)において、都道府県(政令市)の役割として規定されている、市民生活を支えるうえで欠かせない社会インフラです。

根拠法令・方針決裁等

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則
- 厚生労働省精神科救急医療体制整備事業実施要綱
- 神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱
- 精神科救急医療事業に係る事業執行取扱要領
- 精神科救急医療事業夜間・深夜・休日体制実施要領
- 精神科救急医療深夜帯移送体制要領
- 精神科救急身体合併症転院事業実施要領

根拠・データ等

- 精神科救急年報(令和5年度)

事業スケジュール

平成8年度 神奈川県・川崎市との協調体制により、横浜市の精神科救急体制事業開始
 平成14年度 三次救急(警察官からの通報等により行われる救急)を24時間体制に拡充
 平成19年度 情報窓口を平日深夜帯に開設、精神科身体合併症転院事業開始
 平成20年度 精神科救急協力病院保護室整備事業開始
 平成22年度 市大センター病院に市民専用病床3床設置
 平成24年度 昭和大学附属北部病院に市民専用病床3床設置
 令和2年度 精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業開始

事業開始年度 平成8年度

(単位：千円)

細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
細事業(事業内訳)	1 診察等事業	12,579	14,357	▲1,778	過年度実績に基づく想定診察件数の減
	2 患者移送システム事業	95,922	88,191	7,731	クラウドサービスの区展開による増
	3 患者受入病床確保事業	195,421	195,076	345	過年度実績に基づく増
	4 精神科救急医療情報窓口事業	50,054	48,362	1,692	積算係数変更による増

細事業(事業内訳)	5	精神科救急身体合併症転院事業	3,025	3,184	▲159	過年度実績に基づく減
	細事業合計		357,001	349,170	7,831	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	中村 秀夫	係長	小田 礼子	清水 瑠子